

●香川県告示第6号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年1月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成19年10月5日	松ヶ浦荘ホームヘルパーステーション 坂出市大屋富町3100番地13	社会福祉法人 松寿会 坂出市大屋富町3100番地13	介護予防訪問介護
平成19年11月12日	福祉プラザ 入浴サービス 坂出市川津町3921-1	総合福祉サービス株式会社 坂出市大屋富町2083番地	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
平成19年11月29日	特別養護老人ホーム松ヶ浦荘 坂出市大屋富町3100番地13	社会福祉法人 松寿会 坂出市大屋富町3100番地13	介護予防短期入所生活介護
平成19年11月29日	松ヶ浦荘デイサービスセンター 坂出市大屋富町3100番地13	社会福祉法人 松寿会 坂出市大屋富町3100番地13	介護予防通所介護
平成19年12月1日	天宝苑デイサービスセンター 丸亀市宗古町16番地	医療法人 仁寿会 丸亀市宗古町5番地	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護